## 内部質保証のための方針及び手続に関する規定

(規程 第130号)

(目的)

第 1 条 この規定は、豊田工業大学(以下、本学という。)がその目的と社会的責務を達成するために、教育・研究水準の向上及び運営の改善に不可欠な点検・評価の事項と方法を定め、もって本学の教育・研究の質を保証することを目的とする。

(方針)

第2条 本学は、建学の理念に従い構築した長期ビジョンの実現のために、外部有識者の意見も取り入れて、教育・研究及び大学運営に関する点検・評価を実施する。これらの取り組みの推進のために、全学の中期目標・中期計画(以下、中期プランという。)と各年度の方針を策定し、達成状況、課題及び改善方策を、職員からなる学内組織で定期的・継続的に自己点検・評価し、質保証を図る。また、活動の成果や点検・評価結果を社会に公表し、説明責任を果たす。

(組織体制)

- 第3条 内部質保証の全学的な推進組織として、内部質保証委員会を置く。
  - 2 自己点検・評価を総括する組織として、大学評価委員会を置く。
  - 3 第1項及び第2項の委員会のほか,教授会が常設する委員会,並びに教育・研究センター, 研究センター,教育・研究支援センター,及び教育支援センターの設置する協議会(以下, 委員会等という。)が自己点検・評価を実施する。

(点検・評価事項)

- 第4条 第1条の目的を達成するために、本学は次に掲げる事項の点検・評価を行う。
  - (1) 長期ビジョン、中期プラン及び年度事業計画、並びにその達成状況
  - (2) 委員会等の各年度の方針並びにその達成状況
  - (3) 本学が受審する認証評価機関による点検・評価項目
  - (4) 教員活動報告(教員評価)
  - (5) その他の点検・評価が必要な事項

(点検・評価方法)

- 第5条 前条の各号の事項について、次の各号に掲げる方法により点検・評価を行う。
  - (1) 長期ビジョン,中期プラン及び年度事業計画,並びにその達成状況 長期ビジョン及びその達成状況は,長期ビジョンの策定時及び別に定める時期に,内

部質保証委員会が点検・評価を実施する。中期プラン及びその達成状況は、中期プランの策定時及び別に定める時期に、委員会等による自己点検・評価を実施し、結果について、内部質保証委員会が全学的な見地からの検証及び改善案の方向性等の提示を行う。年度事業計画及びその達成状況については、内部質保証委員会が点検・評価を年度ごとに実施する。

(2) 委員会等の各年度の方針並びにその達成状況

委員会等による自己点検・評価を実施し(以下,委員会等方針点検という。),大学評価委員会が検証する。結果について,内部質保証委員会が全学的な見地からの点検・評価を実施する。最終的な点検・評価結果は,委員会等へフィードバックするとともに,学長へ報告を行い,学長は委員会等へ指針を示す。

- (3) 認証評価機関による点検・評価項目(認証評価受審までの期間内に一度) 委員会等による自己点検・評価を実施し、大学評価委員会が検証する。結果について、内部質保証委員会が全学的な見地からの点検・評価を実施する。
- (4) 教員活動報告(教員評価)

研究・教育・大学運営・社会貢献の諸活動に関し、各教員が自己点検・評価を実施 し、内部質保証委員会は、その取り纏め結果について検証する。各教員の個別の自 己点検・評価結果については、必要に応じて学長が個別に助言を行う。

(5) その他の点検・評価が必要な事項

本条第1号から第4号に掲げる事項のほか、全学的な見地からの検討が望ましいと 判断される事項、及び学長からの諮問事項等については、内部質保証委員会におい て自己点検・評価を実施する。

## (内部質保証委員会)

- 第6条 内部質保証委員会は、学長を委員長とし、副学長、博士課程委員会委員長、教務委員会委員長、学生委員会委員長、研究推進・産学連携委員会委員長、法人事務局長、大学事務局長、及び委員長が教授会の議を経て指名する若干名の委員をもって組織する。
  - 2 内部質保証委員会は次の各号に掲げる事項の実施に当たるものとする。
    - (1) 内部質保証の方針の策定
    - (2) 卒業・修了の認定及び学位授与に関する方針,教育課程の編成及び実施に関する方針,並びに入学者の受入れに関する方針の適切性の検証
    - (3) 第4条第1号, 第2号及び第3号に掲げる事項の点検・評価結果についての全学的な 見地からの検証,及び改善案の方向性等の提示
    - (4) 教授会が委員会等へ委任した事項のうち新たな取り組みや既定のルール及び考え方等 の見直しを含んだ重要な事項,並びに専任教員会議が委員会等へ付託した事項の点 検・評価,及び担当委員会等への再審議の指示

- (5) 教授会が内部質保証委員会に委任した事項の審議
- (6) 特定の委員会等で自己点検・評価を行うことが望ましいと判断される事項についての 該当委員会等への指示,及びその結果の検証
- (7) 第4条第4号の取り纏め結果の検証
- (8) 内部質保証の適切性に関する自己点検・評価
- (9) 外部評価の推進
- (10) その他全学横断的な事項及び学長からの諮問事項等の自己点検・評価

(大学評価委員会)

- 第7条 大学評価委員会は、教授会規則第11条に基づき選出された委員をもって組織する。
  - 2 大学評価委員会は次の各号に掲げる事項の実施に当たるものとする。
    - (1) 本学独自の自己点検・評価項目の設定及び担当委員会への自己点検・評価の指示
    - (2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事項の自己点検・評価結果の総括及び検証,並びに 内部質保証委員会への上程
    - (3) 自己点検・評価に必要な事項に関する資料収集及び調査研究
    - (4) 自己点検・評価に関する報告書の編纂及び内部質保証委員会への上程
    - (5) 認証評価に関する対応準備

(委員会等)

- 第8条 委員会等が行う自己点検・評価に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 第4条第1号, 第2号及び第3号に掲げる事項の自己点検・評価, 並びに実施すべき事項の検討
  - (2) 内部質保証委員会及び大学評価委員会から要請のあった事項に関する自己点検・評価及び改善案の検討
  - (3) 委員会等が独自に定めた点検・評価項目に関する自己点検・評価及び改善案の検討
  - 2 委員会等方針点検の具体的な実施方法については、次の各号に掲げるとおりとする。また、 第4条第1号及び第3号の自己点検・評価についても、当該年度に実施計画された事項に

ついては、委員会等方針に含め、合わせて点検・評価を実施する。

- (1) 委員会等は、年度末に当該年度の委員会等方針及び実施事項の達成状況について自己点検・評価を行い、その結果及び各年度の事業計画等をもとに次年度の方針及び 実施事項案を策定する。また、年央において、実施事項の達成状況についての点検・ 評価を実施し、年度後期の活動に反映する。
- (2) 委員会等の自己点検・評価結果は、大学評価委員会において総括及び検証し、内部質保証委員会において全学的な見地から点検・評価、及び改善案の方向性等の提示を行う。
- (3) 内部質保証委員会の点検・評価結果を踏まえ、学長は委員会等に対し、当該年度の活動に向けた指針を示す。
- (4) 委員会等は、内部質保証委員会からの改善案の提示、及び学長からの指針を方針・実施事項に反映する。

(教育の質保証)

第9条 卒業・修了の認定及び学位授与に関する方針,教育課程の編成及び実施に関する方針,並びに入学者の受入れに関する方針を踏まえ,教務委員会及び博士課程委員会等が中心となって,教育の企画・設計・運用及び点検評価を行う。その結果について,内部質保証委員会が全学的な視点で検証する。

(点検・評価結果の公表)

- 第10条 本学は、認証評価機関による点検・評価項目を網羅した「(認証評価) 点検・評価報告書」 を認証評価受審までの期間内に一度の間隔で発行する。
  - 2 第 1 項の報告書を発行しない年度には、当該年度に実施した自己点検・評価及び改善内容等について纏めた「自己点検・評価報告書」を発行する。
  - 3 第2項の報告書は、大学評価委員会が取り纏め、内部質保証委員会で確認の上、学長の 責任において社会に対して公表するものとする。
  - 4 年度事業計画及びその達成状況については、年度ごとに事業報告として社会に対して公 表する。

(その他)

第 11 条 自己点検・評価の結果を踏まえ、本学の職員は、本学の教育・研究活動の質向上、 教育・研究環境の整備充実、管理運営における業務の改善に努めなければならない。

(規定の改廃)

第12条 本規定の改廃は、教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

## 附則

1 本規定は令和5年1月1日から改正施行する。

制 定 平成 27 年 8 月 31 日 改正 1 回 令和 2 年 11 月 30 日 改正 2 回 令和 3 年 03 月 22 日 改正 3 回 令和 4 年 12 月 19 日